

大阪府環境審議会の新たな部会の設置及び部会の統合について

1. 会議体の見直しに関する新たな部会の設置について

(1) 会議体の設置に関する全庁的見直しについて

府の全庁的な方針として、他の地方公共団体等での住民訴訟や住民監査請求（下記※）の状況を踏まえ、規則や要綱で設置している会議体の見直しを実施。

※ 規則や要綱に基づく会議体について、実質的に地方自治法第 96 条の 4 第 1 項に定める附属機関であるにも関わらず、条例で設置されていないとして違法と判断され、それに伴う委員謝礼等の公金支出についても違法とし、首長に賠償命令を課す事例が出ている。

地方自治法 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 新たな部会設置について

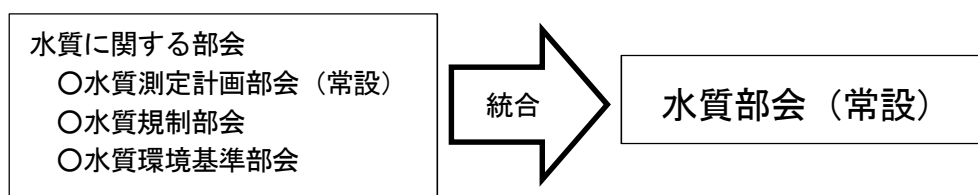
附属機関として設置することが適当とされた会議体のうち、また、その審議事項が、大阪府環境審議会での審議事項として該当する会議体及び、今後の対応については以下①、②のとおり。

附属機関として設置することが 適当とされた会議体	今後の対応（案）
<p>① 大阪府地球温暖化対策推進委員会 (所管室課 みどり都市環境室)</p> <p><審議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画の進行管理に関すること。 温暖化防止条例第 29 条による顕彰の実施に関すること。 	<p>温暖化対策部会を新規設置</p> <p>運営要領（案）：資料 7-2</p>
<p>② 大阪府リサイクル製品認定審査委員会 (所管室課 循環型社会推進室)</p> <p><審議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進条例第 12 条に規定する<u>再生品の認定</u>等の調査審議に関すること。 	<p>リサイクル製品認定部会を新規設置</p> <p>運営要領（案）：資料 7-3</p> <p>※認定に関する専門的審議であり、年 2 回の定期的な対応が必要とされることから、「部会での決議事項」を設ける。</p>

2. 水質測定計画部会と水質規制部会等の統合について

水質測定計画部会は、環境審議会条例第6条第1項の規定に基づく常設部会として、毎年度の測定計画の審議を行っている。一方、水質規制部会及び水質環境基準部会は、審議案件があるたびに設置しているが、今後もほぼ毎年審議案件が予定されていることから、これらの部会を統合し、常設部会として、平成25年度から新たに「水質部会」を設置する。

法の基準改正などに合わせて迅速に審議するため、部会の決議事項を設け効率的な運営を図る。



(1) 主な審議事項 (運営要領(案)につきましては、資料 7-4)

- ①水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の設定
- ②水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づく総量削減計画の作成
- ③水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の設定
- ④水質汚濁防止法第16条第1項に規定する測定計画の作成
- ⑤環境基本法第16条第2項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ

※上記①～⑤のうち、①、③、④については部会決議を審議会の決議とする項目

(2) 最近の審議実績と今後の審議予定

年度	水質測定計画部会 (常設)	水質規制部会
22 ～ 23	公共用水域及び地下水の水質測定計画について (毎年度)	・1,4-ジオキサン等に係る排水基準等 ・化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準
24		・亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し ・カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直し
	水質部会 (常設)	
25	(毎年度) 公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直し	
26頃	・トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し	
28	・ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直し ・化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画及び総量規制基準	
29	・亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し	

* 水質環境基準部会は平成20年度に審議実績